

仕様書

1 案件名称

もと波除老人憩の家石綿含有調査（事前調査）業務委託

2 委託の目的

本事業は、もと波除老人憩の家において、図面による事前調査及び現地における詳細調査を行い、対象施設の建材及び塗材について、石綿が含まれるかについて把握することを目的とし、分析を要しない建材についての報告書、資料及び所見の作成並びに検体分析を要する建材についての検体数の特定を行うものである。

3 履行期間

契約日から令和8年9月4日（金曜日）まで

4 実施場所（調査施設）

もと波除老人憩の家

所在地 大阪市港区波除2丁目2番27号

軽量鉄骨造（基礎は鉄筋コンクリート造）平屋

延床面積 105.34 m²

建築 昭和52年2月

5 業務内容

（1）作業計画書の作成

業務着手に先立ち、業務工程、作業手順等をまとめた作業計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。

（2）事前調査

石綿障害予防規則に基づく石綿等の使用の有無の事前調査によるアスベスト診断を行うものとする。対象は建物で使用した建材（仕上塗材を含む）、工作物及び設備機器とし、飛散性レベル1、2、3及びレベル外の石綿含有建材に対して、有資格者（特定建築物石綿含有建材調査者もしくは一般建築物石綿含有建材調査者または一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月までに登録され、調査時点においても引き続き同協会に登録されている者）が行うこと。

現場調査等で石綿含有の有無が断定できないものは、別途以下に示す定性分析を行

うため、定性分析に必要な検体の採取が必要な建材について検体採取箇所と検体数を確定し、報告書を作成し提出すること。（本契約業務では分析に必要な検体の特定のみで採取及び分析は行わない。）

対象施設について、アスベスト含有調査に必要となる図面による事前調査及び現地における詳細調査を行い、アスベスト分析を要する建材について検体採取箇所と検体数を確定する。

事前調査にあたっては、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】（令和4年3月厚生労働省）第1章建築物の解体・改修作業に係る石綿の事前調査方法を参照の上、実施すること。

（参考）

- ・必要があれば将来行う定性分析内容

石綿含有分析は、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトの6種類について、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル 第2版（令和4年3月）」に従い、建材製品中のアスベスト含有調査を行う。

分析予定建材は、石綿飛散性レベル1及び2は必須とし、石綿飛散性レベル3は手ばらしが困難なもの、使用量が多いものから選定し、本業務で得られた結果を分析予定数量とする。

（3）報告書（成果物）の作成

報告書は厚生労働省・環境省の「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和8年2月改正）」に基づくこととする。

①A4ファイルに綴じ2部提出

- ア 事前調査結果
- イ 採取必要箇所を示す位置図
- ウ 採取必要箇所を示す写真
- エ 記録事項

②CD-Rに格納し2部提出

- ア 事前調査結果
- イ 採取必要箇所を示す位置図（PDF形式）
- ウ 採取必要箇所を示す写真（画像データ形式：200万画素以上／枚、目次データ別途要／jpeg形式）

エ 記録事項（エクセルデータ及びPDF形式）

受注者は納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在しないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用するものとする。

電子媒体には、「業務名称」、「作成年月日」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、を明記しなければならない。

なお、電子媒体を収納するケースの背表紙には、「業務名称」、「作成年月日」を明記する。「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」又は「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記するものとする。

6 従事者の資格等

事前調査実施者として、次のいずれかの資格を有していること

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

7 貸与資料

対象施設の竣工当時の図面（劣化あり）（別紙参照）

対象施設の竣工後、増築により図面にはない施設（トイレ）がある。増築した部分の設計図書がないため、契約締結後に下見による状況判断を行い、現場調査を行うこと。現場調査時期については、事前に発注者と連絡調整を行うこと。

8 提出書類

- (1) 契約締結後速やかに「業務責任者通知書」及び「業務担当者通知書」を提出すること。
なお、業務責任者と業務担当者については、兼務することができるため、兼務する場合は、「業務担当者通知書」の提出を省くことができる。
- (2) 業務の着手時に「業務着手通知書」を提出すること
- (3) 発注者と協議のうえ「業務計画書・工程表」を速やかに作成し提出すること
- (4) 業務終了後速やかに「業務完了通知書」を提出すること

9 再委託について

(1) 業務委託契約書（成果物型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ②対象施設の事前調査

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（成果物型）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 特記事項

(1) 受注者は、本事業の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

(2) 業務の実施にあたっては必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。（業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防

止に必要な措置を講じ事故発生の防止に努める。)

- (3) 業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者の責任とする。
- (4) 本業務の履行に必要な直接物品等は受注者で準備すること。また、施設内は、用水や電気(照明)も無いため、作業に水や電気が必要な場合は受注者の負担において確保すること。
- (5) 施設周辺は常時駐車できないため、車両を使用する場合は近隣の有料駐車場を利用すること。なお、駐車に係る費用は受注者が負担すること。
- (6) 調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に発注者と協議し、決定するものとする。
- (7) 本委託の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。また、本委託終了後も同様とする。提供された資料は、受注業務以外の目的には使用しないこと。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。
- (8) 本業務は、本仕様書及び契約書に定める事項によるものとする。その他、定めのない事項については、その都度、受注者と発注者で協議するものとする。
- (9) 現地調査時期については、事前に発注者と連絡調整を行い、原則土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。ただし、業務上やむを得ないと発注者が認めた時はこの限りではない。
- (10) 現地調査時において建物等に損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと。
- (11) 見積提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

11 納品先及び事業担当

〒552-8510 大阪市港区市岡1-15-25

大阪市港区役所協働まちづくり推進課 担当：田中、堀本

電話：06-6576-9734 ファックス：06-6572-9512 電子メール：tg0002@city.osaka.lg.jp